

遊興施設、遊技施設に対する要請（協力依頼）

今後ともクラスター発生等による感染拡大を警戒する必要があることから、「遊興施設」「遊技施設」に対し、次の感染拡大防止対策（対策1～3）の実施、若しくは、業種ごとに策定されるガイドライン等の実践を要請する。

感染拡大防止対策

○対策1（ウイルスを持ち込まない）

- ・発熱等の症状のある方に対して、利用の自粛を呼びかける。
- ・発熱等の症状のある従業員は休暇を取得させる。

○対策2（ウイルスを広げない）

- ・感染者が発生した場合に備えて、利用者の連絡先を把握する。
- ・又は、不特定多数のクラスター発生の懸念がある場合、店名等を公表（自主的又は県から）し、利用者呼びかける。

○対策3（「3密」を回避する）

- ・「3密」回避策（右記参考）を講じる。

なお、1～3の対策を実施していることを店舗に掲示すること（「愛顔で実施中！」のポスターでも可）。

「3密」回避策（主な事例）

○施設の環境整備

- ・消毒液の設置、手洗場のペーパータオルの設置
- ・定期的な換気、ドアや窓の開放
- ・テーブル、トイレ、ドアのハンドル等の共用部分の定期的な清掃、消毒（客の入れ替えの都度）
- ・キャッシュレス、対面する場のパーティション設置
- ・店内で大声を出さないようBGMや機械の効果音等を最小限とする など

○来客数の制限等の措置

- ・来客数の制限（入場制限や誘導、予約制の導入等）
- ・座席数の間引き、個室や大人数の座敷使用を控える
- ・座席間のパーティション等の設置 など

○利用者への協力要請

- ・消毒薬の使用、検温の実施
- ・マスク着用（飲食の間を除く）
- ・大声での会話を行わないよう呼びかけ など

○従業員の感染予防対策

- ・マスク着用（接客時を含む）
- ・私用も含めた県外や「3密」の場への外出自粛
- ・出勤時の検温等による体調管理の徹底 など

